

高所作業車運転技能講習のご案内

兵庫労働局長登録教習機関（兵労基安第 177 号）登録有効期間令和 11 年 3 月 30 日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸東事務所

労働安全衛生法第 61 条に基づき、作業床の高さが 10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行する運転を除く。以下と同じ）は運転技能講習を修了したものでなければその業務に従事できません。高所作業車は、高所における工事点検、補修等の作業に使用され、作業床が昇降装置により上昇、下降等する機械で不特定の場所に自走できるものをいいます。技能講習を修了すると、作業床の高さ 10m以上の高所作業車の運転することができます。多数受講くださいますようお願いいたします。

講習日程

講習日は、概ね 3 か月前に決まり次第に記載いたします
今年度は、年間 3 回 14 時間コースを実施いたします

★第 1 回 第 1 回 学科 5 月 15 日(木) 実技 5 月 17 日(土)

講習日程	5 月	10 月	2 月
学科 8:50~19:20	15 日(木)	○	○
実技 8:20~16:25	17 日(土)	○	○
学科講習会場	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティーセンター		
実技講習会場	川崎重工業(株)神戸工場		

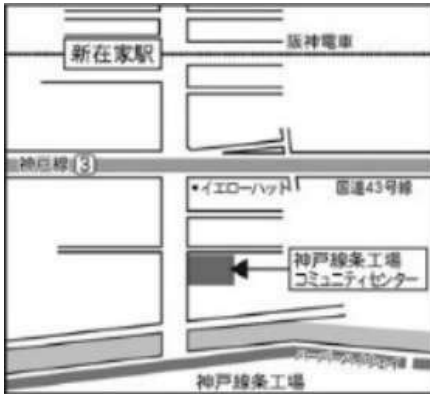
講習会場

学科講習会場 ※講習日程により、学科会場は異なりますのでご確認ください

(株)神戸製鋼所神戸線条工場コミュニティーセンター

神戸東労働基準協会

神戸市灘区浜田町 4-1
JR「六甲道駅」より南へ
徒歩約 15 分
阪神「新在家駅」より南
へ徒歩 7 分



各線「三宮駅」下車南
へ徒歩約 8 分
三宮再整備に伴い、通行
できない部分があります
のでご注意ください
神戸市案内 サイト



実技講習会場:川崎重工業株式会社神戸工場神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1-1

会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)

受講料 請求書等は web 予約システムマイページよりダウンロードください

受講資格 14H コース	学科免除科目	合計(税込)	内訳	受講料(税込)	テキスト(税込)
移動式クレーン運転士免許, クレーン又は、小型移動式クレーン運転技能講習修了者 道路交通法第 84 条に基づく免許を有する者大型特殊、大型、 中型、準中型、普通自動車免許等 フォークリフト、ショベルローダー等運転技能講習修了者車両系建設機械 又は不整地運搬車運転技能講習修了者 ※上記いずれかの修了者	原動機に関する 知識	39,820 円	内訳	37,400 円	2,420 円

※当事務所は移動式クレーン運転士免許、クレーン又は 小型移動式クレーン運転技能講習修了者対象の

「一般的事項に関する知識の取扱い」の免除はしていませんので、14H コースとなります。

受講料は、申込日から 15~20 日以内をメドに下記口座へ振込願います。振込手数料はご負担下さい

振込口座 (みなと銀行三宮支店普通口座 1756989 ｼﾞｬ) 兵庫労働基準連合会神戸東事務所

定員:40 名申し込み締め切り:講習開始日の 10 日前ただし、定員になり次第締め切ります

申込方法及び注意事項

- 受講申込は、神戸東労働基準協会のホームページから兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システムへ進み、お申込ください(注) 予約入力時外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等に記載の氏名を入力下さい
- 修了証発行のため、受講者の顔写真を貼付下さい⇒写真データ(ファイル形式 jpg)
申請前 6 か月以内、上三分身正面脱帽、無背景、鮮明なカラー写真 修了証に使用しますので、証明写真に準じるものをアップロードください(満面の笑顔や顔が斜めになっているものは不可)
- 受講資格確認のため、免除対象の資格証をアップロードください
- 欠席、遅刻、早退等は教育時間不足につき受講無効扱いとし、修了証は交付いたしません
- 納入された受講料は返金致しませんが、受講者の変更は可能です。受講日の 5 日前までに申出下さい
- ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません

受講時準備品

受付：受講票及び本人確認書類(運転免許証、健康保険証、在留カード等)、免除対象の資格証

学科：筆記用具(鉛筆、消しゴム)、電卓持込み可(スマホ・携帯は不可)、昼食等

実技：筆記用具、ヘルメット、作業服上下(長袖)、安全靴、脚絆、保護メガネ、手袋、印鑑、昼食等

講習カリキュラム (14H)

	時間	講習科目	規定時間数		時間	講習科目	規定時間数
学 科	8:30~8:50	受付け		実 技	8:00~8:20	受付け	
	8:50~9:00	オリエンテーション			8:20~8:30	オリエンテーション	
	9:00~11:00	運転に必要な一般的事項に関する知識	2 時間		8:30~10:00	作業のための装置の操作	1 時間 30 分
	11:00~11:10	休憩			10:00~10:05	休憩	
	11:10~12:10	作業に関する装置の構造等	1 時間		10:05~12:05	作業のための装置の操作	2 時間
	12:10~12:50	昼食			12:05~12:45	昼食	
	12:50~14:50	作業に関する装置の構造等	2 時間		12:45~14:15	作業のための装置の操作	1 時間 30 分
	14:50~15:00	休憩			14:15~14:20	休憩	
	15:00~17:00	作業に関する装置の構造等	2 時間		14:20~15:20	作業のための装置の操作	1 時間
	17:00~17:10	休憩			15:20~15:25	休憩	
	17:10~18:10	関係法令	1 時間		15:25~16:25	<修了試験>	1 時間
	18:10~18:20	休憩					
	18:20~19:20	<修了試験>	1 時間				

web 申込 URL



技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになりました

労働安全衛生規則の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになりました

Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いしました

①氏名の入力

Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください

戸籍上の名前が神戸太郎で、旧姓を使用した名前が兵庫太郎の場合の記載例:

神戸太郎(兵庫太郎)

②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合:戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合:住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。